



防衛研究所

The National Institute for Defense Studies

シリーズ・サンフランシスコ講和発効 70 周年⑥

サンフランシスコ平和条約の締結

戦史研究センター安全保障政策史研究室長 中島 信吾

NIDS コメンタリー

第 227 号 2022 年 6 月 9 日

1. 米英共同草案の作成

講和独立に向けての最大の山場ともいえた吉田・ダレス会談は終わった。しかし、そこでの協議がそのまま平和条約に反映されたかといえそうでもなかった。

まず賠償問題である。ダレスは日本を後にするとフィリピンに向かったが、そこで待っていたのはアメリカの寛大な講和方針、中でも賠償をめぐる方針に対する激しい批判であった。ダレスは、第一次世界大戦後のドイツ賠償の経験をひいて対日賠償の取り立ては難しいうえ、安全保障上も賢明ではないと説いたが、「アメリカが日本の復活に熱心なあまり、フィリピンが必要としていることや権利を忘れないでいただきたい」とフィリピン側は主張した。同国の戦争被害者は 100 万人以上とも言われ、「東洋の真珠」といわれた首都マニラは市街戦によって灰燼に帰した。そしてキリノ (Elpidio Rivera Quirino) 大統領も、自身が抗日ゲリラを援助したとの嫌疑から投獄されたことに加え、妻子 4 人が市街戦のさなかに日本軍によって犠牲となっていたのである。また、次いで向かったオーストラリア、ニュージーランドも無賠償原則に反対し、オーストラリアは捕虜に対する補償を要求した。以後、米国とフィリピンの交渉は 8 月 13 日の条約草案提示の直前までかかって妥結した。後述するように、米国の無賠償主義の方針は変更され、日本に原則的な賠償支払い義務が存在すると同時に、現状では支払い能力が欠如していることを認め、具体的な賠償の内容は講和後の 2 国間交渉にゆだねるという形になる¹。

さらに、米国が対日平和条約を構想する上で、英国との関係も重要であった。英連邦諸国は対日講和をめぐる一枚岩というわけではなく、インド、パキスタン、セイロンが寛大な講和を支持する一方、オーストラリアとニュージーランドは日本の工業力と再軍備を制限する必要性を訴えていた。冷戦状況の中で講和問題の処理として、ソ連、中国を相手に難しい外交を進めなければならない状況を考慮するとき、英連邦諸国のリーダーとしていぜん影響力を残し、そしてかつてアメリカと同様日本と死闘を交えた平和条約の当事者であるイギリスの協力を取り付けることは、米国にとって不可欠と見られたのである²。

ところがイギリスは、アメリカの追求した寛大な講和路線とは別の平和条約案—峻厳な講和—を提示したのである。1951 年 4 月にイギリスは独自の対日平和条約案を作成し、米国に提示した。そしてアメリカは同

¹ 北岡伸一「賠償問題の政治力学 (1945-59 年)」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展—昭和政治史における権力と構想』(東京大学出版会、2000 年) 173-174 頁、吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究 1949-1956』(勁草書房、1991 年) 26-29、55-56 頁、津島寿一『芳塘随想 第十集 先輩：友人・人あれこれ 卷二 マニラに懐く人々』(芳塘刊行会、1968 年) 85-87 頁、大蔵省財政史室編『昭和財政史 1』454-465 頁。

² 細谷『サンフランシスコ講和への道』206 頁。

案を日本に極秘裏に提示し、それへの日本の反応を踏まえたうえでイギリスとの会談に臨もうとした。米国から同案を提示された日本側はそれへの検討を行ったが、1947年に締結されたイタリア平和条約と同型、すなわち戦勝国の敗戦国に対する平和条約で、アメリカのそれよりも日本に対して厳しいものであった。外務省は、「無条件降伏した敵国に対する戦勝国の平和条約であって、必ず日本国民全体に深い失望感をあたえ」と分析した。そして、英国の条約案は「親英・知英の人吉田」にとっても衝撃で、それに対する反応もまた激しいものであった。同案への意見を求められた吉田は、その冒頭欄外に「米国案の可なる理由 Dulles 氏の考への如く“対戦敗者主義”はヒットラーを生ぜしめたる過去の歴史によるに平和を永遠ならしむる所以に非ず」と書き込んだ³。

このように、対日講和をめぐる米英の間にはいくつかの主張の隔たりが存在したため、6月、平和条約の米英共同草案を作成すべくダレスがロンドンを訪れイギリス側と会談を行った。ところがイギリス国内では、戦時中に日本軍の虐待を受けた捕虜を中心に、平和条約の峻厳化と補償を求める声が増え、一方、海運業や造船業、あるいは海員組合など利益団体からは、日本の経済競争力の制限を求める要求がイギリス政府に圧力として加えられていた。加えて、英側は講和後の日本に再軍備に関する制限を設けるべきと従来とは異なった主張を行い、ダレスを驚かせた。また、領土問題については、沖縄に対する主権を日本から他に委譲することにダレスが反対したのに対し、イギリスは日本の主権放棄を求めた。そして、両国の違いの中で最大のものは中国代表権問題であった⁴。

すでに中華人民共和国を承認し、国交を結んでいたイギリスの立場は、中国が講和会議に招請されるべきであり、日本は台湾に対する主権を放棄し中国に割譲すべきである、というものであった。アメリカはそうした主張に次のように反対した。アメリカは中華人民共和国を承認していないことから、平和条約を締結するための交渉に同政権が参加するよう招請することが可能とは考えられない。カイロ宣言の規定では、台湾を「中国」に割譲するとは記されておらず、「満州、台湾、澎湖諸島は『中華民国』に返還される」となっていると主張した。

中国代表権問題をめぐって、両国は結局6月の会談の中で妥協した。すなわち、ダレスとイギリスのモリソン (Herbert Morrison) 外相との間での了解という形で以下のように決着した。①講和会議にはいずれの側の中国代表も招請されない、②日本の中国に対する将来の態度は、独立後日本自身で決める、③日本は台湾及び澎湖諸島に対する主権を放棄する。条約自体はこれらの島々の将来を決定するものではない、という内容であった。こうして、対日講和会議の開催に当たって横たわっていた最大の障害が取り除かれたのである。

6月14日に米英によって承認された共同草案は、実質的には政治的な性格を色濃く帯びた問題では、アメリカの主張が大部分貫かれるものとなっていた。この草案を日本側に説明したアリソン公使によれば、英案にあった日本の戦争責任（前文）や好ましくない政治団体や連合国に協力した日本人の保護など（政治条項）は落ちた。英国は通商につよい関心を示した。英国はすこし譲つたが、だいたい米案との中間くらいのところに落ち着いたというものになった。日本側は7月7日に平和条約案の正式な交付を受け、同月13日、米英は平和条約案・宣言案・議定書案を合同で発表した⁵。そして同日、吉田はダレスに書簡を送り、日本政府が自己の

³ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 V 昭和26年2月～4月」外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第二冊』441-450頁。

⁴ 細谷『サンフランシスコ講和への道』232-238頁。

⁵ 同上、240-245頁、細谷千博「サンフランシスコ講和条約と国際環境」渡辺・宮里編『サンフランシスコ講和』9-14頁、木畑洋一「対日講和とイギリスのアジア政策」渡辺・宮里編『サンフランシスコ講和』

見解と希望を表明する完全な機会を与えられ、しかも広い範囲でそれが条約草案に具体化されたことに対して謝意を表明した。このことは、両次大戦後多くの平和条約が起草された過程における敵国の地位と、日本のそれが著しく異なったものであることを象徴していた⁶。

2. 日米安全保障条約案の作成

1951年2月の日米交渉の結果、講和後の安全保障に関する日米協定案が議論され、その際米側から提示された案では、米軍の日本への駐留が「専ら外部からの武力攻撃に対する日本国の防衛を目的とするもの」とされていたことは前号で見たとおりである。ところが、ここから重大な変更が加えられていくことになる。まず6月の段階で、草案から「専ら」の語が消え、さらに「外部からの武力攻撃に対する日本の安全保障に貢献することを目的とするもの」となった。

しかし米軍からすれば、「専ら」の語が消えたとしても、これではまだ米軍は日本の防衛だけを目的として日本区域に駐留することになり、米軍の行動に大きな制約が課されることになる。極東での様々な戦略的な要請、例えば朝鮮戦争の遂行、オーストラリア、ニュージーランドの防衛などから見てそれは具合が悪い。そこで統合参謀本部はさらなる修正を求め、米軍にとっての負担と足かせを軽減するよう国務省に要求し、ダレスと国務省はその要求を全面的に受け入れた。7月末の修正案では、日本に駐留する米軍は「【極東】地域における国際の平和と安全、ならびに、一または二以上の外部の国家による教唆または干渉によつて惹起された日本国における大規模な国内反乱および騒乱を制圧するため、日本政府の明白な要請に応じて与えられる援助を含む、外部からの武力攻撃に対する日本の安全保障に寄与することに使用することができる」となった。

こうして修正された部分がいわゆる「極東条項」といわれ、2月の草案にも入っていた「内乱条項」とともに日本国内で批判されることとなった。加えて、駐留米軍を日本の防衛のために「使用することができる」とされたことによって、米国が日本を確実に防衛するというニュアンスが薄れてしまったのである。日本は基地を提供するものの、それは日本域外のためにも使用され、しかも日本防衛の確実性が薄まったということで、後年、日本が安保改定を求める背景になった⁷。

調印された日米安保条約第一条は、「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じよう〔前3文字強調〕を鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる」となった。

極東条項をめぐる問題について、西村条約局長は後年、次のように回想している。「極東条項」に関連する諸問題—極東の範囲をどう考えるか、極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため、在日米軍が使用される場合日本の提供している施設・区域が使用されるとして、日本政府がどの程度この使用に関与しう

和』184—186頁、外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VI 昭和26年5月～8月」外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第三冊』（外務省、2002年）73—76、81頁。

⁶ 入江『日本講和条約の研究』274—275頁。

⁷ 豊下櫛彦『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交』（岩波書店、1996年）99—113頁、坂元『日米同盟の絆』56—61頁、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』238—240頁。

るかなど、「極東条項」に関連する諸問題について十分考慮をめぐらさず、「簡単に総理に OK しかるべしと意見を申し上げた。これらについては、今日にいたるまで事務当局として責務の遂行に不十分なところがあり汗顔の至りである」⁸。

3. サンフランシスコ講和会議の開催

サンフランシスコが講和会議の場所と決定したのは1951年の7月だった。かねてから、吉田は講和会議に自身が参加する意思がないと語っていたが、ダレスは吉田自身が加わる全権団を求め、日本国民の平和条約案に対する強い支持を示すため、超党派全権団を派遣すべく「最善の努力」を行うことになった。

全権団は8月下旬に発令され、吉田、池田、苫米地義三（国民民主党）、星島二郎（自由党）、徳川宗敬（緑風会）、一万田尚登（日本銀行総裁）の6名の全権団を含め総計27名から構成された。そして国会派遣の議員団は、衆議院6名（自由党3、民主党2、社会党1）であり、参議院5名（自由党2、緑風会1、民主党1、社会党1）であった。ただ、各党の態度は一律ではなく、与党自由党は平和条約と日米安保条約を支持した一方で、社会党は左右に分かれ、右派だけが平和条約のみを支持する態度をとった。こうして、吉田とダレスが望んだ「超党派的全権団」を完全に実現することはできなかった⁹。

もともと、講和の形をめぐっては、社会主義陣営も含めた形で講和すべきとする全面講和論と、それを理想としながらもそれらの国々抜きでもまずは早期の講和を目指すべきとする多数講和論（単独講和論）でもって国論が分裂し、加えて、同時期に結ばれることになった日米安保条約への態度についても賛否が分かれていた。日米両政府が推進する「単独講和」への対抗軸として、むしろ論壇では「全面講和論」の方が幅広く支持を受けていた。全権団の構成にもそうした国内状況が色濃く投影されたのである¹⁰。こうして8月31日、全権団一行は羽田を発ってサンフランシスコに向かった。

サンフランシスコ講和会議は、9月4日にはじまり8日午前の調印式で終わった。その間一週間に満たない。第一次世界大戦後、ドイツとの平和条約を議定するために開かれたパリ講和会議が約5ヶ月にわたって開催されたことと比較すると、その差は一目瞭然である。サンフランシスコ平和会議は講和条項の交渉をすることが目的でなく、いわば「平和条約調印会議」であったのである。

会議には52カ国が参加したが、そのうちソ連、ポーランド、チェコスロバキアの3国を除く49カ国が署名した。インドは会議への招請を拒否した。中華民国と中華人民共和国はいずれも招請されなかった。ソ連が予想に反して参加することになり、その妨害によって議事の進行が混乱しないような議事規則が採択され、平和条約案に対する各国代表の意見陳述は5日午後の第2回全体会議から行われ、7日午後の第7回全体会議で終了した。吉田全権は、各国代表の意見陳述終了後、7日夜の第8回全体会議で条約受諾の演説を行った。こうして、すでに公表されていた条約案は、修正を加えられることなく署名された¹¹。

それでは、条約の主な条文についてみてみよう¹²。まず、第2章で扱われた講和後の領域についてである。

⁸ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VI」233頁。

⁹ 西村『日本外交史 27』176-178頁。全権団を構成する調整過程については、升味準之輔『戦後政治 1945-55 下』（東京大学出版会、1983年）379-385頁を参照。

¹⁰ 講和論争については、波多野「サンフランシスコ講和体制」25-28頁に詳しい。

¹¹ 西村『日本外交史 27』183-193頁、西村『シリーズ戦後史の証言—占領と講和—⑦』213頁。

¹² サンフランシスコ平和条約（「日本国との平和条約」）の条文は、鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表（1）』（原書房、1983年）等に掲載。

第 2 条 a 項では、朝鮮の独立を承認するとともに、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄することが規定された。一方、ここでいう「朝鮮」が国を指すのかあるいは地理的領域を指すのかは不明確なまま残された¹³。また同条 b 項では、日本が「台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とされたが、それらがいずれに帰属するのかという問題について条約では明示していない。そして c 項では、南樺太と千島列島に関して、日本が「すべての権利、権原及び請求権を放棄する」とされたが、千島列島の地理的な範囲は明示されず、また南樺太と千島列島の帰属先も示されなかった¹⁴。

同じく領土に関する規定でも、南西諸島と小笠原群島については第 2 条では触れられず、別の条項で、別の形で処理が規定された。第 3 条では、これらの地域を米国を唯一の施政権者とする信託統治制度に置くことについて日本が同意するとされている一方で、第 2 条で規定されている地域とは対照的に、主権を放棄するとは規定されていない。こうして、従来日本側が要請してきたこと、つまり「どんなに希薄なものであっても主権の痕跡を残す」ことを米側が基本的には認めたのである¹⁵。ダレスは会議における演説で、「合衆国は、日本に潜在主権を残すと同時に合衆国を施政権者とする信託統治のもとに置きうるようにするのが最善の方式と思った」と表明した¹⁶。「潜在主権」とはそれまでの国際法には存在しない用語で、ダレスが考案したものだったという。もっともこうした判断の背景には、日本側の要望に応えたという側面に加え、米側の戦略的な分析があった。つまり、日本がこれらの地域に関する主権を放棄することによって、国際環境における主権の正当性をめぐる混乱が生ずるのではないかという懸念があり、日本に主権を残すことと米国の排他的な支配とは両立するばかりでなく、日本に主権を残すことが米国の支配にとって必要条件でもあったのである¹⁷。

第 3 章では安全保障に関して規定されたが、講和後の日本の軍備を制限する文言は挿入されず、第 5 条では「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する」とされた。また、第 6 条では占領軍の撤退について述べられると同時に、「一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん〔前 2 文字強調〕又は駐留を妨げるものではない」とされた。

政治・経済条項について述べられた第 4 章の第 11 条では、日本が極東裁判とその他連合国が設置した戦争犯罪法廷の裁判を受諾することが規定されている。

次に、賠償に関する規定を見てみよう。賠償に関しては第 14 条で規定された。ダレスが追求した無賠償原則は後退し、日本は「戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべき」との原則が盛

¹³ 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点—アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」—』（溪水社、2005年）62頁。

¹⁴ こうした条文となった背景については、原『サンフランシスコ平和条約の盲点』第二章、第三章、波多野「サンフランシスコ講和体制」34—35頁を参照。

¹⁵ 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交—日米関係史の文脈』（東京大学出版会、1994年）62頁。

¹⁶ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VII 昭和 26 年 9 月」外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第四冊』（外務省、2002年）75頁。

¹⁷ 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』58—59頁、ロバート・D・エルドリッチ『沖縄問題の起源—戦後日米関係における沖縄 1945—1952』（名古屋大学出版会、2003年）224—225頁。

りこまれたが、同時に、現状では日本が完全な支払い能力を持たないことを連合側も認め、日本経済の存立を損なわないよう配慮するとの条項を明文化した。また、条約では賠償の額を規定せず、その額は賠償を希望する国と日本との交渉にゆだねられた。支払い方法については現物賠償をさらに限定して、技術・労力の提供による役務賠償のみとし、加工原材料を相手国が供給すべきことを定めたのだった。こうして、実質的な最大の賠償は、そのほとんどすべてを没収された在外資産ということになった。第一次大戦後のドイツ賠償が、支払い能力や経済事情を考慮されず、過酷な賠償額が経済を破綻させ、ひいてはナチスの台頭の一因となった経験を踏まえたものといえるが、米国主導の平和条約であったが故に可能になった措置でもあった¹⁸。

さて、各国代表が一般陳述を終了した後、吉田による平和条約受諾演説が行われた。

「ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課することもなく、日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会へ迎えるものであります。この平和条約は、復讐の条約ではなく、『和解』と『信頼』の文書であります。日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾致します」。

との文言からはじまり、いくつかの点で日本の主張や要望、そして了解事項を含んだものだった。第1に領土の問題である。第3条の対象となっている諸島の主権が日本に残される旨の演説を米英の全権が行ったことに対して、「国民の名において多大の喜びをもって諒承する」と述べたうえで、これらの地域が早期に日本に返還されることを希望した。一方、同じ領土問題でも北方領土問題についてはソ連に対して抗議した。ソ連の全権は「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したもの」と演説したが、「千島南部の二島、択捉・国後両島」が日本開国当初から日本領であること、そして、色丹島と歯舞諸島が「日本の本土たる北海道の一部を構成する」と述べ、これらが昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起した¹⁹。

第2に経済に関する問題である。戦争によって日本経済が壊滅的な打撃を受けたことを述べつつ、国際通商上の慣行の遵奉と各種国際条約への加入、そして日本が国際貿易への参加を望んでいることを表明した。一方賠償については、それに耐えうる支払い能力への懸念を表しながらも、インドネシアから賠償のすみやかな実施についての意志を問われたことに対して、それへの肯定を表明した。会議前、吉田はインドネシア、フィリピンを含め、会議参加国、特に東南アジア諸国代表に対して条約の署名を懇請したが、賠償は大きな問題であり、インドネシア、フィリピンについては賠償履行のための双務協定の交渉をサンフランシスコで始めることで一致していたのである。そして第3に、34万人に達する未引き揚げ者の問題を提起し、彼らのすみやかな帰還の実現を訴えた²⁰。

4. 日米安全保障条約の調印

9月8日の午前中に平和条約の調印式を終えた吉田一行は、そのまま帰国することはなく、同日夕刻、サンフランシスコ郊外にある第6兵団駐屯地のプレシディオに向かった。日米安全保障条約に調印するためであ

¹⁸ 大蔵省財政史室編『昭和財政史1』471-473頁。

¹⁹ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VII」128-129頁、外務省「われらの北方領土2017年版」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035437.pdf>) 11頁。

²⁰ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VII」129-130、159-164頁、西村『日本外交史 27』298頁。

る。この条約が、平和条約と同じ土地で数時間後に調印されることになったことに対し、日本側全権団の多くはある種の失望感を抱いた。署名地や日をずらせば、平和条約に基づいて日米両国が対等の交渉をして署名をした、という形式をとることができるからである。しかし、ソ連の出方を警戒していた吉田は、両条約の署名に間を置くことは危険であり、即日署名すべきと判断した。日本側は、池田、星島、一万田の3全権等が列席し、苫米地、徳川両全権が姿を見せないという中、吉田が一人で署名した。米側はアチソン國務長官、ダレス特使等4名が署名した²¹。

外務省の事務方から署名する人員を訪ねられた吉田は、「星島君や池田君に頼めば署名してくれるだろうが、安保条約は不人気だ。政治家がこれに署名するのはためにならん。おれ一人署名する」とこたえたという²²。そして安保条約は、実際不人気な条約となり、その不平等性に対する不満が国内で高まった。その安保条約が改定されるのは、1960年のことである²³。

5. 残された課題

こうして日本は独立を回復し、国際社会へと復帰することになった。しかしサンフランシスコ平和条約の成立をもって、戦後処理がすべて終了したというわけでもなかった。すでに述べたようにソ連は平和条約には調印せず、国交の回復にはさらにこれから約5年の年月を待たねばならなかった。同国にとらわれた抑留者の帰国という重い課題も残された。さらに、1956年の国交回復によっても北方領土問題は解決されず、今日に至るまで両国の間に刺さったとげのようになっている²⁴。

日米間でも、沖縄、小笠原問題が両国の間の大きなとげとして残された。奄美諸島が1953年という比較的早い段階で日本に返還されたのに対して、小笠原の返還は1968年、そして沖縄返還は1972年であり、これから長い年月がかかることになるのである²⁵。

また賠償問題については、平和条約第14条に基づいて日本に賠償を請求したのはフィリピンとベトナムであった。賠償額や手順が示されなかったことからビルマは講和会議に参加せず、署名したインドネシアも結局批准しなかった。両国はそれぞれ別個に平和条約と賠償協定を締結する。ラオス、カンボジアは平和条約の当事国であったが請求権を放棄した。なおインドは、日印平和条約で賠償請求権を放棄するとともに、国内の日本人財産の回復と返還にも応じている（他の請求権放棄国は、国内の日本財産の返還までは応じていない）。

²¹ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VII」169-170頁。

²² 西村『シリーズ戦後史の証言—占領と講和—⑦』237頁。

²³ 安保条約の改定については、坂元『日米同盟の絆』、原彬久『戦後日本と国際政治—安保改定の政治力学』（中央公論社、1988年）などを参照。

²⁴ 日ソ国交回復については、田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究—戦後日ソ関係の起点 1945～1956—』（有斐閣、1993年）、木村汎『日露国境交渉史—領土問題にいかに取り組むか—』（中央公論社、1993年）、和田春樹『北方領土問題—歴史と未来』（朝日新聞社、1999年）などに詳しい。

²⁵ 奄美返還と小笠原返還については、ロバート・D・エルドリッチ『奄美返還と日米関係—戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略』（南方新社、2003年）、同『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』（南方新社、2008年）に詳しい。沖縄返還については、河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』、宮里政玄『日米関係と沖縄1945-1972』（岩波書店、2000年）、中島琢磨『現代日本政治史3 高度成長と沖縄返還 1960～1972』（吉川弘文館、2012年）、同『沖縄返還と日米安保体制』（有斐閣、2012年）などを参照。

結局、東南アジア諸国の中で日本が賠償交渉を行った国は、フィリピン、ベトナム、ビルマ、インドネシアということになり、それぞれ難航した2国間の交渉の後に賠償協定が締結された²⁶。

そして中国との関係も、その後の日本外交にとって大きな問題となった。すでに述べたように、北京、台湾いずれが正統政府かという問題で米英が対立し、サンフランシスコ講和会議にいずれも招請されなかったが、1952年、日本は台湾だけを実効支配する中華民国との間に日華平和条約を結んだ。一方、中華人民共和国との国交については、1972年の日中国交回復を待たねばならなかったのである²⁷。

西村熊雄は、サンフランシスコ講和会議に出発する前夜開かれた、外務省職員も交えた晩餐の様子を備忘録に記している。「総理が挨拶の冒頭『6年間この日あるを待った。そして、今や、国のディグニティをそこなわぬ平和条約に署名するを得たことを本懐に思う』といわれたとき、総理の胸中を察して涙なきをえなかつた」²⁸。

1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約は発効した。長く続いた占領の終了であった。占領は、前半と後半で大きく内容を変えた。前半は、日本の徹底的な非軍事化と民主化に主眼が置かれ、後半は日本の復興が重要目標となった。そうした占領政策の転換は、冷戦の激化に伴って、米国の東アジアにおける日本の位置づけが変化したことと連動していた。さらにそのことは、対日講和条約の形成過程にも条約の内容にも色濃く投影されたといえるだろう。

いくつかの小さくない課題を残しながら—そのうちのいくつかは今もって未解決である—、日本は再び国際社会へと復帰した。そして戦前期の日本とは相当大きく異なった、新たな歴史を刻みながら歩みを重ねてゆくことになるのである。

プロフィール

戦史研究センター

安全保障政策史研究室

室長 中島 信吾

専門分野：日本政治外交史、日本の安全保障政策史

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>

²⁶ 波多野「サンフランシスコ講和体制」39頁。講和後に残された賠償問題の展開とそこにおける論点等については、北岡「賠償問題の政治力学」177-210頁、波多野澄雄『国家と歴史—戦後日本の歴史問題』（中央公論新社、2011年）58-69頁、宮城大蔵『『ナショナリズムの時代』のアジアと日本』宮城大蔵編著『戦後日本のアジア外交』（ミネルヴァ書房、2015年）92-98頁等が全体像をまとめている。2国間の交渉については、例えばフィリピンについては吉川『日比賠償外交交渉の研究』、インドネシアについては倉沢愛子「インドネシアの国家建設と日本の賠償」『年報日本現代史』第5号（1999年）などを参照。

²⁷ 日中国交回復に至る戦後日中関係の展開については、井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）などが詳しい。

²⁸ 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 VII」175頁。